

備前市ゼロ・カーボンシティ促進補助金

備前市では、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー等の有効利用の促進と地球温暖化の防止に資するため、下記の対象機器を購入する市民を対象に費用の一部を補助します。

- 対象機器 ①太陽光発電システム
- ②リチウムイオン蓄電池
- ③電気自動車
- ④プラグインハイブリッド自動車
- ⑤V2H充電設備

- 補助金額 上限 20 万円(補助対象経費の2分の1)

※先着順に受け付け、申請額が予算額に到達した時点で受付を終了します。

申請は令和5年3月15日までです。

- 補助金対象者

- (1) 市に住所を有し、引き続き市内に居住する意思を有する者 ※法人を除きます。
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の前 5 年度以内に補助金の交付を受けたことがない者。ただし、令和3年度までに交付を受けた補助金についてはこの限りでない。
- (4) 備前市暴力団排除条例(平成 23 年備前市条例第 31 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者
- (5) 補助金の対象となった補助対象機器を 5 年以上継続して使用する意思を有する者

- 申請について

補助対象機器を購入した日(令和4年4月1日以降)から、3箇月を経過する日又は属する年度の3月15日(3月15日が閉庁日である場合はその翌日)のいずれか早い期日までに申請してください。なお、購入日とは、代金を支払った時点(ローン契約を締結した時点)となります。

- 提出書類

備前市ゼロ・カーボンシティ促進補助金交付申請書(兼実績報告書)

ゼロ・カーボンシティ促進補助金要綱実績報告書(機器別様式)

★その他添付書類が必要ですが、対象機器により異なります

① 太陽光発電システムの補助要件

以下に該当するものに限りです。

- ア 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。
- イ 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれかが 10 キロワット未満(小数点第 3 位以下は切り捨てる。)であること。
- ウ 既存設備増設の場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記イを満たしていること。ただし、モジュールを増設する場合は、パワーコンディショナーも交換又は増設すること。
- エ 発電した電気が日常生活に使用されていること。

② リチウムイオン蓄電池の補助要件

以下に該当するものに限りです。

- ア 蓄電池容量が 1 キロワット以上で、太陽光発電システム等と接続し、同システムが発電する電力を充放電できるものであること。
- イ 一般社団法人環境共創イニシアチブが ZEH 支援事業において補助対象としている機器であること。

③④ 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の補助要件

以下に該当するものに限りです。

一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車購入促進対策費補助金の補助対象車両(以下「補助対象車両」という。)とされている 4 輪以上の自動車であること。

※一般社団法人次世代自動車振興センター ホームページ

<http://www.cev-pc.or.jp/newest/ev.html>



⑤ V2H充電設備の補助要件

以下に該当するものに限りです。

一般社団法人次世代自動車振興センターが電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金において補助対象としている充電設備と同等以上の機能を有していること。

※一般社団法人次世代自動車振興センター ホームページ

<http://www.cev-pc.or.jp/newest/ev.html>



問い合わせ・提出先 〒705-8602 備前市東片上 126
備前市役所 市民生活部 環境課 保全係 Tel:0869-64-1822